

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		消防保安課	
○ 高圧ガス保安法に基づく免状交付事務の委託		〃	
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務の委託		〃	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		健康推進課	
○ 指定障害児通所支援事業者の指定		障害福祉課	
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		〃	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定		長寿社会課	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始		〃	
【公告】		人事課	
○ 岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策の公表		〃	
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		県民生活交通課	
○ 一般競争入札の実施		産業振興課	

◎岡山県告示第三百二十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、免状交付事務を次のとおり委託した。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託を受けた者の名称及び住所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付、再交付及び書換えに関する事務

三 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会本部

四 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百二十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、免状交付事務を次のとおり委託した。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託を受けた者の名称及び住所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二 委託に係る免状交付事務の内容

液化石油ガス整備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務

三 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会本部

四 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年六月六日

指定を辞退した医療機関

名 称

青山医院

所 在 地

美作市福本五四九

辞退年月日

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成 2 9 年 6 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 8 9 4 号

◎岡山県告示第三百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さわやか愛の家 せとうち館

2 所在地

瀬戸内市長船町八日市五一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さわやか倶楽部

2 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目一〇番一〇号

三 指定年月日

平成二十九年六月一日

四 事業所番号

三三五一二〇〇〇六二

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー介護センター矢掛

2 所在地

小田郡矢掛町小林二六四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県広島市西区商工センター六丁目一番一 号

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇二一四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションやまびこの会

2 所在地

総社市三須一三二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エクサ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町川辺二七三―二

三 廃止年月日

平成二十九年六月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇一二七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

平成29年6月6日 岡山県公報 第11894号

◎岡山県告示第三百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンター超寿

2 所在地

岡山県総社市中央二丁目二一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人超寿会

2 所在地

岡山県総社市小寺九八六番地の一

三 指定年月日

平成二十九年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三四六

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市中勢実字西佐古四〇五番地先から赤磐市中勢実字後田二二六番五地先まで	新	五・〇ゝ 一九・三	二二四・二
赤磐市中勢実字西佐古四〇五番地先から赤磐市中勢実字後田二二六番五地先まで	旧	四・三ゝ 六・八	二二四・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 畑沖勝間田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市中山字三反田道上一三四番一地先から	新	一一・八ゝ 二五・五	一〇四・六

一 道路の種類 県道
二 路線 名 南浦金光線
三 道路の区域

美作市中山字三反田一〇〇番四地先まで	
美作市中山字三反田道上一三四番一地先から	
美作市中山字三反田一〇〇番四地先まで	
旧	
一一・八〇 三〇・〇	
一〇四・六	

区 域	別 新旧	幅 員	延 長
浅口市金光町佐方三〇四四番三地先から 浅口市金光町佐方二五八六番一地先まで	新	一三・四〇 二五・二	五三二・二
浅口市金光町佐方三〇四四番三地先から 浅口市金光町佐方二五八六番一地先まで	旧	六・九〇 一三・〇	五三二・二
		(メートル)	(メートル)

◎岡山県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道線	勝央仁堀中線	赤磐市中勢実字西佐古四〇五番地先から 赤磐市中勢実字後田二二六番五地先まで	平成二十九年六月六日

〔一八八〕岡山県職員倫理条例（平成十二年岡山県条例第六号）第四条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 倫理の保持に関する状況

1 夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数 九四件

2 利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数 三件

3 一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数 ○件

4 岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則（平成十二年岡山県規則第百十三号）の規定に違反したことによる懲戒処分 の件数 ○件

二 倫理の保持に関して講じた主な施策

1 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。

2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。

3 不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀肅正を図ったこと。

〔一八九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人自立支援アールア

三 代表者の氏名

榎本奈緒美

四 主たる事務所の所在地

真庭市久世二五一六番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、生活困窮者及び刑務所出所者等へ自立に向けた相談や専門家による技術支援や起業支援等を行うことで、対象者の職業能力、社会適応力を開発・増進し、「真の自立」並びに早期社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

〔一九〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県工業技術センターで使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県工業技術センター	岡山市北区芳賀5301番地	9,558,000kwh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、3年間の参考総価金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成28年4月から平成29年3月までの使用実績等に基づき算定した3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物

品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。
以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分が
Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位（調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話（086）226－7537

(2) 申請書の提出期限

平成29年 7月13日 (木) 午後 4 時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701－1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター総務課

電話 (086) 286－9617 (直通)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年 6月 6日 (火) から同年 7月14日 (金) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

の午前 9時から午後 5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また，岡山県工業技術センターのホームページ
(<http://www.pref.okayama.jp/sangyo/kougi/index.html/>) からダウンロード
することもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は，持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」とい
う。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年 7月27日 (木) 午前10時

ただし，郵送等による場合にあつては，平成29年 7月26日 (水) 午後 5時を受
領期限とする。

イ 場所

岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター 技術交流室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年7月14日（金）午後5時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Industrial Technology Center of Okayama Prefecture

9, 558, 000kwh

(2) Delivery period :

From 1 October, 2017 through 30 September, 2020

(3) Delivery place :

Industrial Technology Center of Okayama Prefecture

5301 Haga, Kita—ku, Okayama—shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 27 July, 2017 (by mail 5:00 P.M. 26 July, 2017)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Industrial Technology Center of Okayama

Prefecture

5301 Haga, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 701—1296, Japan

TEL 086—286—9617 (direct dialing)